

令和4年4月28日

第23回総会議事録

長岡市農業委員会

第 23 回総会議事録

- 1 日 時 令和 4 年 4 月 28 日（木曜日） 午後 2 時 00 分
- 2 場 所 アオーレ長岡東棟 4 階 大会議室
- 3 議事日程及び本日の会議に付した事項
 - 日程第 1 議事録署名委員の選任について
 - 日程第 2 議案第 1 号 農地法の許可取消し申請について
議案第 2 号 農地法第 3 条の許可申請について
議案第 3 号 農地転用許可に係る事業計画変更承認申請について
議案第 4 号 農地法第 4 条の許可申請について
議案第 5 号 農地法第 5 条の許可申請について
議案第 6 号 農用地利用集積計画の決定について
議案第 7 号 農用地利用配分計画案の決定について
 - 日程第 3 報告第 1 号 農地法の届出通知等について
- 4 出席委員 (22名) 別紙のとおり
- 5 職務のため出席した事務局職員
事務局長 樺沢 仁、次長 今坂 康雄、振興農政係長 小川 一博、
農地係長 広沢 敏功、主査 木村 秋津、主査 岡村 太地
主事 山際 賢也、主事 本望 郁枝

開 会（午後 2 時 00 分）

樺沢事務局長 これより農業委員会総会を開催したいと思います。
長岡市農業委員会会議規則第 4 条の規定によりまして、高橋会長から
議長を務めていただきます。よろしくお願いいたします。

議長 (あいさつ)

これより第 23 回総会を開催いたします。

欠席者は、議席番号 6 番、若井泰志委員、10 番、千野俊輔委員から提出されておりますが、長岡市農業委員会会議規則第 6 条の規定により定足数を満たしており、会議は成立していることを報告申し上げます。

日程第 1 議事録署名委員の選任について

議長 日程第 1、議事録署名委員の選任でございます。議席番号 4 番の諸橋

昇一委員、7番、粉川一夫委員を指名しますので、よろしく願います。

日程第 2 農地法の許可取消し申請について

議長

日程第2、これより審議に入ります。議案第1号 農地法の許可取消し申請についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

広沢係長

ご説明申し上げます。

議案書の3ページをご覧ください。

本年3月に農地法第3条の規定による許可を受けた案件でございますが、錯誤による許可の取消し申請があったため取り消すものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長

それでは、審議に入ります。

ただいまの説明に質問、意見ございませんでしょうか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長

ありませんの声が聞こえます。

それでは、質問、意見がございましたので、採決に入ります。

議案第1号 農地法の許可取消し申請について、取り消すことに異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしの声が聞こえます。

それでは、異議なしと認め、原案のとおり取り消すことに決定いたします。

議案第2号 農地法第3条の許可申請について

議長

議案第2号 農地法第3条の許可申請についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

広沢係長

ご説明申し上げます。

議案書の5ページ、6ページをご覧ください。

今月の3条許可申請は9件でございます。

1から8番は売買による所有権移転、9番は贈与による所有権移転であります。

以上について、担当委員による現地調査結果はいずれも問題なしという
ことでございます。農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可
要件を満たしております。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長 それでは、審議に入ります。

質問、意見ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長 質問、意見がございませんので、採決に入ります。

議案第2号 農地法第3条の許可申請について、許可することに異議
ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 異議なしの声が聞こえます。

それでは、異議なしと認め、原案のとおり許可することに決定いたし
ます。

議案第3号 農地転用許可に係る事業計画変更承認申請について

議長 議案第3号 農地転用許可に係る事業計画変更承認申請についてを議
題とします。

事務局の説明を求めます。

広沢係長 ご説明申し上げます。

議案書の8ページをご覧ください。

今月の事業計画変更承認申請は、長岡地域の1件でございます。

1番、深沢町の畑について、土砂置場用地として一時転用する許可を
受けていた案件でございますが、このたび令和4年12月31日まで期間を
延長するものであります。

以上については、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれはなく、当該事業
計画の変更については妥当なもの判断いたします。ご審議のほどよろ
しくお願いいたします。

議長 それでは、審議に入ります。

ただいまの説明に質問、意見ございませんでしょうか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長 ありませんの声が聞こえます。

それでは、質問、意見がございませんので、採決に入ります。

議案第3号 農地転用許可に係る事業計画変更承認申請について、承

認することに異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしの声が聞こえます。

それでは、異議なしと認め、承認することに決定いたします。

議案第4号

農地法第4条の許可申請について

議長

議案第4号 農地法第4条の許可申請についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

広沢係長

ご説明申し上げます。

議案書の10ページをご覧ください。

今月の4条許可申請は、小国地域の1件でございます。

なお、申請のありました4条、5条許可申請につきましては、本庁、支所において4月19日までに現地確認を実施しております。

1番、小国町千谷沢の田について、農機具格納庫建築敷地として利用するものです。申請地は、10ヘクタール以上の規模の一団の農地区域内にあり、第1種農地に該当するものですが、転用目的が農業用施設であるため、例外的に許可できるものであります。

以上については、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれはなく、許可要件の立地基準、一般基準ともに満たしており、妥当なもの判断いたします。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長

それでは、審議に入ります。

ただいまの説明に質問、意見ございませんでしょうか。

稲波忠昭委員

4月19日に現地確認したということですが、現地の状況は何にも手つかずでしたか。

今坂次長

支所については、支所の職員から現地確認をしていただくようになっていますが、特段変わった報告はなかったので問題ないと思っております。

稲波忠昭委員

私は、23日に現地を確認しましたが、ちょっと変な感じがしました。あとは小国支所によく聞いてください。

今坂次長

確認させていただきます。

議長

ほかにごございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長

ありませんの声が聞こえます。

それでは、質問、意見がございませんので、採決に入ります。

議案第73号 農地法第4条の許可申請について、許可することに異議
ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしの声が聞こえます。

それでは、異議なしと認め、原案のとおり許可することに決定いたし
ます。

議案第5号

農地法第5条の許可申請について

議長

議案第5号 農地法第5条の許可申請についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

広沢係長

ご説明申し上げます。

議案書の12から14ページをご覧ください。

今月の5条許可申請は、長岡地域3件、越路地域6件、寺泊地域1件、
栃尾地域3件の計13件でございます。

1番、寺泊野積の田について、駐車場敷地として利用するために贈与
による所有権移転をするものです。議案資料の23ページに経過説明を掲
載しております。申請地は、寺泊野積集落内に存在する農業公共投資の
対象となっていない10ヘクタール未満の農地であるため、第2種農地と
判断いたします。転用計画が既存宅地と一体的に利用するものであるこ
とから、ほかの場所での代替性がなく、許可できるものであります。

2番、人面の畑について、農機具格納庫建築敷地として利用するため
に贈与による所有権移転をするものです。議案資料24ページに経過説明
を掲載しております。申請地は、人面集落内に存在する農業公共投資の
対象となっていない10ヘクタール未満の農地であるため、第2種農地と
判断いたします。転用目的が農業用施設であるため、例外的に許可でき
るものであります。

3番、高畑町の田について、駐車場敷地として利用するために賃借権
の設定をするものです。工期は令和4年5月1日から令和4年10月31日
までの計画です。申請地のおおむね500メートル以内に豊田小学校と旭岡
中学校があり、かつ沿道に上下水道が埋設されていることから第3種農
地に該当するため、原則許可できるものであります。

4番、新栄町2丁目の田について、店舗建築敷地として利用するため

に賃借権の設定をするものです。工期は許可日から令和4年6月22日までの計画です。申請地は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められていることから第3種農地に該当するため、原則許可できるものであります。

5番から9番は一連の計画でありますので、一括して説明いたします。飯塚の田及び畑について、工事中仮設ヤード敷地として利用するために賃借権の設定をするものです。工期は令和4年6月1日から令和5年12月31日までの計画です。申請地は農振農用地区域内の農地ですが、転用目的が一時的な利用であるため、例外的に許可できるものであります。

10番、来迎寺の畑について、仮設現場事務所及び駐車場敷地として利用するために賃借権の設定をするものです。工期は令和4年5月1日から令和7年4月30日までの計画です。申請地は農振農用地区域内の農地ですが、転用目的が一時的な利用であるため、例外的に許可できるものであります。

11番、栃尾大野町2丁目の畑について、駐車場敷地として利用するために賃借権の設定をするものであります。工期は許可日から令和4年5月15日までの計画です。申請地は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められていることから第3種農地に該当するため、原則許可できるものであります。

12番、雲出町の畑について、農家住宅の建築敷地として利用するために使用貸借権の設定をするものです。工期は令和4年6月14日から令和4年11月22日までの計画です。申請地は、雲出町集落内に存在する農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の農地であるため、第2種農地と判断いたします。転用計画が既存宅地と一体的に利用するものであることから、ほかの場所での代替性がなく、許可できるものであります。

13番、芹川町の畑について、分家住宅建築敷地として利用するために使用貸借権の設定をするものであります。工期は許可日から令和4年8月末日までの計画です。申請地は、10ヘクタール以上の規模の一団の農地区域内にあり、第1種農地に該当するものですが、隣接する本家と相互扶助する必要性からほかの場所での代替性がなく、また集落に接続して設置されるものであるため、例外的に許可できるものであります。また、市街化調整区域内での施設建築であるため、開発行為の許可を要し

ます。

以上については、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれはなく、許可要件の立地基準、一般基準ともに満たしており、妥当なものと判断いたします。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長

それでは、審議に入ります。

ただいまの説明に質問、意見ございませんでしょうか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長

ありませんの声が聞こえます。

それでは、採決に入ります。

議案第5号 農地法第5条の許可申請について、許可することに異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしの声が聞こえます。

それでは、異議なしと認め、原案のとおり許可することに決定いたします。

議案第6号

農用地利用集積計画の決定について

議長

議案第6号 農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

小川係長

ご説明申し上げます。

皆様のお手元に農用地利用集積計画別冊を配付させていただきましたので、併せてご確認ください。

議案書の17ページ、内訳表をご覧ください。今月は、利用権の設定・移転で32件の申出がありました。権利関係は、賃借権設定が25件、使用貸借権設定が3件、賃借権の移転が4件となっています。

次に、農地中間管理事業において中間管理事業実施手続のため、新潟県農林公社が集積一括方式により中間管理権を設定し、転貸するものです。初めに、中間管理事業(公社借入)分について、このたびは124件の申し出がありました。内容については全て新規となります。権利関係は賃借権設定が111件、使用貸借権設定が13件となっております。

次に、使用貸借権及び賃借権の設定(公社貸付)分については、今ほどの公社借受け分の農地を新潟県農林公社が耕作者へ転貸するもので、このたびは62件の申出がありました。内容については全て新規となりま

す。権利関係は、賃借権設定が56件、使用貸借権設定が6件となっております。

なお、詳細内容については、お配りした別冊、農用地利用集積計画にて確認をお願いいたします。

以上、計218件の申出につきましては、農業経営基盤強化促進法18条第3項及び農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2の各要件を全て満たしており、事務局といたしましては決定相当と考えます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長 それでは、審議に入ります。

ただいまの説明に質問、意見ございませんでしょうか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長 ありませんの聲が聞こえます。

それでは、質問、意見がございませんので、採決に入ります。

議案第6号 農用地利用集積計画の決定について、原案のとおり決定することに異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 異議なしの聲が聞こえます。

それでは、異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

議案第7号 農用地利用配分計画案の決定について

議長 議案第7号 農用地利用配分計画案の決定についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

小川係長 ご説明申し上げます。

議案書の21ページから29ページをご覧ください。

新潟県農林公社から受け手農家への農用地利用配分計画案のうち、一部新たな受け手への変更があったため、賃借権の移転をするものです。

このたびは62件の申出があり、内容については賃借権の移転が50件、使用貸借権の移転が12件となっております。

これらの案件につきましては、以前開催されました総会または農地部会においてそれぞれ審議、決定をしていただいたものです。

これら農用地利用配分計画案は、新潟県農林公社で農用地利用配分計画として決定をし、新潟県の認可と県公告手続後、新たな受け手に貸し付けることとなります。

当該案件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項に規定されている県知事認可の各要件を全て満たしている内容であるため、事務局といたしましては決定相当と考えます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長

それでは、審議に入ります。

ただいまの説明に質問、意見ございませんでしょうか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長

ありませんの聲が聞こえます。

それでは、質問、意見がございませんので、採決に入ります。

議案第7号 農用地利用配分計画案の決定について、原案のとおり決定することに異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしの聲が聞こえます。

それでは、異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

日程第 3 報告第1号 農地法の届出通知等について

議長

日程第3、報告第1号 農地法の届出通知等についてを議題とします。事務局の報告を求めます。

広沢係長

農地法の届出通知等について、件数と掲載ページをご報告申し上げます。

第4条の届出について5件を31ページに、5条の届出について17件を32から34ページに、農地法の適用を受けない事実確認1件を35ページに、18条合意解約について3件を36ページに、利用権解約について71件を37から48ページに、中間管理権の解約について9件を49、50ページにそれぞれ掲載してありますので、ご覧ください。

以上であります。

議長

報告事項でございます。

以上で提案した案件の審議は全て終了いたしました。

これをもちまして第23回総会を閉会といたします。

閉 会 (午後2時27分)

長岡市農業委員会会議規則第14条第2項の規定により、ここに署名します。

会 長 _____

農業委員 _____

農業委員 _____

別紙 出席状況（総会議席表）

（令和4年4月28日現在）

議席	出欠	氏名	議席	出欠	氏名																		
1	出	多田好一	13	出	青柳進																		
2	出	吉川勇	14	出	青柳久雄																		
3	出	岩本一男	15	出	中村正行																		
4	出	諸橋昇一	16	出	土田米藏																		
5	出	堀徳太郎	17	出	稲波忠昭																		
6	欠	若井泰志	18	出	佐藤辰也																		
7	出	粉川一夫	19	出	高橋信昭																		
8	出	菅沼正美	20	出	成澤善博																		
9	出	坂詰隆	21	出	櫻井正広																		
10	欠	千野俊輔	22	出	池田朝二																		
11	出	安達隆幸	23	出	田中豊																		
12	出	本田栄一	24	出	鳥羽若一																		
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">出席委員</td> <td style="width: 5%;">人</td> <td style="width: 35%; text-align: center;">22</td> <td style="width: 5%;"></td> <td style="width: 5%;">人</td> <td style="width: 30%;">議事録署名委員</td> </tr> <tr> <td>欠席委員</td> <td>人</td> <td style="text-align: center;">2</td> <td></td> <td>人</td> <td>諸橋昇一 委員</td> </tr> <tr> <td></td> <td>計</td> <td style="text-align: center;">24</td> <td></td> <td>人</td> <td>粉川一夫 委員</td> </tr> </table>						出席委員	人	22		人	議事録署名委員	欠席委員	人	2		人	諸橋昇一 委員		計	24		人	粉川一夫 委員
出席委員	人	22		人	議事録署名委員																		
欠席委員	人	2		人	諸橋昇一 委員																		
	計	24		人	粉川一夫 委員																		